

# 海田町立海田小学校生徒指導規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 校内の生活に関すること

(登下校)

第1条 登校班で、集団登校をする。

第2条 1, 2年生は集団下校, 3～6年生はグループ下校を行う。

第3条 登校・下校の時は、通学路を通る。

第4条 忘れ物に気付いても、家には戻らない。

第5条 欠席・遅刻・早退する場合は、事前に保護者が担任又は学校に連絡をする。

(持ち物)

第6条 学用品や持ち物には、すべて名前を書く。

第7条 学校に必要な物を持ってきてはいけない。

第8条 シャープペンシルを使用しない。

第9条 ネットワーク機器を持つてくることは原則禁止。

第10条 家庭の事情でやむを得ず持つ必要がある場合は、「携帯電話持込許可願い」を提出する。

第11条 詳細については、入学時に配る「就学にあたって」を参照する。

(服装)

第12条 制服・安全帽(黄色)を着用する。名札を付ける。

(スカート)

第13条 紺のスカート(長さはひざくらいが望ましい)スパッツ・レギンス等は見えないようにする。

(ズボン)

第14条 冬季も半ズボンが基本。体調が悪い時は、連絡帳で担任に知らせ、長ズボン・タイツ等をはく。

(シューズの色)

第15条 男子は青, 女子は赤

(運動靴・靴下)

第16条 運動靴の色は白, 靴下の色は白, 黒, 紺(式の時は, 白)全て単色とする。

(上着の下に着るもの)

第17条 セーター, ベスト, トレーナーなど。(フード付きは不可)

色は, 白, 黒, 紺, 全て単色とする。

(防寒用具)

第18条 冬季, 登下校時の手袋・マフラーは可。(派手でないもの)授業中, 休憩時間は不可。体調不良でジャンパー等を着用する時は, 連絡帳で担任に知らせる。※ 冬季は, 12月～2月(3月の特に寒い日)

(頭髪)

第19条 髪を染めたり, パーマをかけたりしない。

(髪どめ)

第20条 長く伸ばした髪は, ゴムやピンでとめる。(色は黒, 紺, 茶)

(カイロ)

第21条 学校には持ってこない。ただし, 体調不良などで, どうしても必要な場合は, 連絡帳で担任に知らせる。カイロには名前を書く。

(校内での生活)

第22条 生活目標を守る。

第23条 下校時刻を過ぎて校内に残らない。やむを得ず残る場合は、担任を通じて事前に保護者へ連絡する。

### 第3章 校外の生活に関すること

(校外)

第1条 子どもだけで校区外へ行ってはいけない。(海田町児童館、海田町立図書館はこの限りではない)

(帰宅時刻)

第2条 5～9月は18:00、10月～4月は17:00を帰宅時間とする。

(店舗の利用)

第3条 用事がない時は、お店に入ってはいけない。(特に、大型商業施設)

(自転車)

第4条 道路で、自転車に乗れるのは4年生以上とする。1～3年生は、家の人と一緒に練習はできる。

放課後学校に自転車を乗ってきた時は、自転車置き場にとめる。

第5条 インターネット・メールは保護者の同意を得て行う。

### 第4章 特別な指導に関すること

第1条 再発防止のための指導

問題行動(万引き、暴力行為、器物損壊、喫煙など)や本校の「きまり」を繰り返し破る行為に対して、再発防止や行為を振り返らせるために、担任以外の職員(校長、教頭、生徒指導主事など)が別室で指導を行う。

その場合は事前・事後に保護者に連絡し、指導内容を説明する。

※指導は、児童の発達段階も考慮して行うものとする。

(指導対象となる問題行動)

	指導対象となる問題行動	指導場所	指導者	指導内容
通常の指導	・服装違反 ・頭髪等違反 ・不用品所持(通信機器を含む) ・自転車等違反 ・校則(海田小のきまり)違反 ・授業妨害 ・授業放棄 ・けんか等 ・その他、学校が指導を必要とすると判断した場合	現場	発見した教職員	○口頭での注意
第一段階	・上記の問題行動が繰り返される場合	会議室	生徒指導主事担任	○個別指導とともに保護者連絡
第二段階	・万引 ・金品強要 ・公共物等への落書き ・器物破損(故意) ・喫煙 ・飲酒 ・夜間徘徊	会議室 校長室	校長または教頭 生徒指導主事担任	○状況確認後保護者面談。場合により教育委員会・警察と連携 ○反省文、別室指導3日間
第三段階	・刃物、薬物などの危険物所持 ・病院での治療が必要な怪我を伴う暴力行為	校長室 会議室 相談室	校長または教頭 生徒指導主事担任	○状況確認後保護者面談。教育委員会・警察と連携 ○反省文、別室指導5日間

(反省指導の形態・実施方法)

第2条 生徒指導規程に違反した児童には、本人が指導に従い、教室の安全が保たれる状況にあると認められるまでは、別室指導とする場合がある。その際は保護者に連絡し許可を取る。

第3条 触法行為があった場合は、警察など関係機関との連携及び報告を行うとともに、保護者に連絡し、別室指導を第2段階で3日間、第3段階で5日間行う。

(遅刻・早退・欠席についての指導)

第4条 欠席等の連絡なく登校していない児童がいるときは、早急に家庭と連絡を取り所在を確認する。

第5条 遅刻・早退が続く場合(連続3日以上)、学校で保護者と面談を行う。(校長・教頭・担任・生徒指導)

第6条 欠席が続く場合(連続3日以上)、電話連絡を行い、状況に応じて担任と生徒指導等、可能な限り2名以上で家庭訪問を行う。

第7条 理由のない欠席が続く場合(連続3日以上)、学校で保護者と面談を行う。(校長・教頭・担任・生徒指導)

(不要物の持ち込み)

第8条 不要物を持ち込んだ場合、個別指導を行うとともに、学校で預かり下校時に返却する。改善が見られない場合は保護者に連絡し、返却する。